

# 令和5年度府中市集団指導資料

## 居宅介護支援編

(地域福祉推進課)

### 【目次】

#### 1 運営指導における指摘事例について

多く見られる文書指摘等事例とチェックポイント

(1) 内容及び手続の説明及び同意

(2) 勤務体制の確保

(3) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

(課題分析の実施、課題分析における留意点)

(4) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

(サービス担当者会議等による専門的意見の聴取)

(5) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

(主治の医師等の意見等)

(6) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針

(福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映)

(7) 秘密保持

その他のポイント

# 1 運営指導における指摘事例について

## 多く見られる文書指摘等事例とチェックポイント

### (1)内容及び手続の説明及び同意

#### 指摘事項

指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者にサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得ること

全6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けされた訪問介護、通所介護、福祉用具及び地域密着型通所介護の事業所の占める割合等につき説明し理解を得ること

利用者が入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めること

**【根拠法令】**

市規則第6条第1項、第2項、第3項  
 解釈通知第2の3(2)

#### 具体的な指摘事例

- ・令和3年4月の法改正に伴う内容の更新がされていない文書を使用していた。  
 （最新の利用単位数の表記がされていない。）
- ・令和3年4月以前の既存利用者に更新された内容についての説明等の手続きが行われていなかった。
- ・前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けされた訪問介護、通所介護、福祉用具及び地域密着型通所介護の事業所の占める割合等が表記されていないかった。また、同上の内容に対し、利用者からの署名が得られていなかった。
- ・利用者が入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えることを求めていなかった。

#### チェックポイント

サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。

上記の説明後、居宅介護支援を受けることの利用申込者の同意を得ているか。

令和3年4月の法改正等に伴う契約書等の内容の更新がされているか。また、変更内容について、全ての利用者に説明できているか。

サービス提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合に、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めているか。

サービス提供の開始に際し、あらかじめ、次の事項について説明を行い、理解を得ているか。その際、文書を交付し、口頭説明を十分に行い、利用者からの署名を得ているか。（**実施していない場合は運営基準減算に該当**）

利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること  
 居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること

前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合 【令和3年度制度改正事項】

前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）【令和3年度制度改正事項】

## (2) 勤務体制の確保

### 指摘事項

利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務体制を定めること

事業所におけるハラスメントを防止するために、事業主は方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

【根拠法令】  
市規則 第21条 第1項、第4項  
解釈通知 第2の3(13) 、

### 具体的な指摘事例

- ・勤務表を作成していなかった。
- ・勤務実績が記録されていなかった。
- ・ハラスメント防止のための方針を定め、周知啓発を行い、相談窓口等の体制を整備する等、事業主が講じるべきことが行われていなかった。

### チェックポイント

事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成しているか。

介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等が明確になっているか。

勤務実績が記録されているか。

セクシャルハラスメントやパワーハラスメント防止に必要な次の措置を事業主が講じているか。  
(なお、カスタマーハラスメントについては、講じることが望ましい取組とされています。)

【令和3年度制度改正事項】

事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発が行われているか。

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

相談（苦情含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備が行われているか。

- ・相談に対応する担当者を定め、相談へのための窓口等を定めること。
- ・従業者に周知すること。

(3) 指定居宅介護支援の具体的取扱方針  
( 課題分析の実施、課題分析における留意点 )

指摘事項

利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握し、記録すること

【根拠法令】  
市規則 第15条第6号  
解釈通知 第2の3(8) 、

具体的な指摘事例

- ・アセスメントに当たり、実施した事が記録上確認できなかった。
- ・アセスメントの記録が残されていなかった。（メモ書きだけでは不十分）
- ・アセスメント23項目にチェックしているだけで、具体的な課題が記入されていなかった。
- ・「変わりなし」として、アセスメントの実施がなかった。  
（担当者が見たままで「変わりなし」としていた。 変わらないことの根拠を明確にし、記録しておく必要があります。）

チェックポイント

- 利用者及びその家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析が行われているか。
- 当該課題分析は介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われていないか。
- 課題分析の標準項目が網羅されているか。
- 項目のチェックのみで完了としていないか。
- アセスメントの結果（課題）が記録されているか。

(4)指定居宅介護支援の具体的取扱方針  
 (サービス担当者会議等による専門的意見の聴取)

指摘事項

居宅サービス計画原案の内容については、サービス担当者会議の開催により、専門的な見地からの意見を求めること

【根拠法令】  
 市規則 第15条第9号  
 解釈通知 第2の3(8)

具体的な指摘事例

- ・ サービス担当者会議を開催していなかった。
- ・ 利用者に、居宅サービス計画の交付後に、サービス担当者会議を実施していた。
- ・ やむを得ず欠席した担当者への意見照会を行っていなかった。
- ・ サービス担当者への意見照会を行っているか、記録が無いため確認ができなかった。

チェックポイント

サービス担当者会議を開催し、当該居宅サービス計画の原案の内容について、サービス担当者から専門的な見地からの意見を求めているか。

利用者、家族が参加しているか。(利用者や家族の参加が望ましくない場合を除く)

居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集しているか。

やむを得ない理由がある場合に、サービス担当者に対する照会等により意見を求めているか。

サービス担当者会議、及び各担当者の意見照会の記録が保管されているか。

(サービス担当者会議を開催しないやむをえない理由)

- 利用者の心身の状況等により、主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合
- 開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合
- 居宅サービス計画の変更時であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合等

(5)居宅介護支援の具体的取扱方針  
(主治の医師等の意見等)

指摘事項

介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとする

医療サービスに係る主治の医師等の意見を求め、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付すること

【根拠法令】  
市規則 第15条第22号、23、24号  
解釈通知 第2の3(8)

具体的な指摘事例

- ・医療サービスを居宅サービス計画に位置付けているが、主治の医師等の指示が明確でなかった。
- ・意見を求めた医師に居宅サービス計画を交付していなかった。

チェックポイント

利用者が医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、主治の医師等の意見を求めているか。

意見を求めた主治の医師等に居宅サービス計画を交付しているか。

(6)居宅介護支援の具体的取扱方針

(福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の居宅サービス計画への反映)

指摘事項

居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じてサービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検討をしたうえで、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を居宅サービス計画に記載すること

【根拠法令】  
市規則 第15条第26号  
解釈通知 第2の3(7)

具体的な指摘事例

- ・サービス担当者会議にて、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検討されていなかった。また、検討しているか確認ができなかった。
- ・継続して福祉用具貸与を受ける必要性について、その理由を居宅サービス計画に記載していなかった。

チェックポイント

居宅サービス計画に福祉用具貸与・特定福祉用具販売を位置付ける場合に、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与・特定福祉用具販売が必要な理由を記載しているか。

居宅サービス計画作成後、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合に、その理由を再び居宅サービス計画に記載しているか。

(7)秘密保持

指摘事項	
	<p>サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること</p> <p>【根拠法令】 市規則 第25条第3項 解釈通知 第2の3(18)</p>
具体的な指摘事例	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の家族の同意を文書により得ていなかった。</li> </ul>
チェックポイント	
	<p>サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合に、あらかじめ文書により当該利用者の同意を得ているか。</p> <p>サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合に、あらかじめ文書により当該家族の同意を得ているか。</p>

「市規則」=府中市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則(平成30年規則第30号)  
「解釈通知」=指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する解釈通知(平成11年7月29日老基第22号)  
「厚告」=指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第20号)  
「老企29号」=平成20年7月29日 老計発第0729001号・老振発第0729001号・老老発第0729001号)  
「老企36号」=指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）



## その他のポイント

### （居宅サービス計画書の作成に関する資料について）

令和3年3月31日に国から「居宅サービス計画書標準様式」等について、改正内容が示されています。

最新の標準様式の内容や記載要領の内容をご確認することで、ケアマネジメント手順の確認にもなりますので、是非ご活用ください。

#### 【内容】

- ・居宅サービス計画書1表～7表
- ・居宅サービス計画書記載要領
- ・介護サービス計画書の様式について

確認はこちら

介護保険最新情報 Vol.958（令和3年3月31日付）

（別添1）

『居宅サービス計画書標準様式及び記載要領』

（別添2）

『介護サービス計画書の様式について』